

カジノ解禁推進法案再提出に向けての声明

昨年末の衆議院の解散で廃案となったカジノ解禁推進法案について再提出の動きが加速している。当初は超党派の推進議連が本日総会を開き、自民党、維新の党などで共同提案をするといわれていた。与党の公明党側の慎重意見も有り、本日の提出は見送られたものの早晩提出されかねない状況に変わりはない。

昨年の臨時国会では早期成立との観測がある中、厚労省研究班の調査でギャンブル依存症を疑われる人が536万に及ぶことや各種世論調査でも反対が賛成の2倍となっていることなどから、審議に入れないうまま廃案となったものであった。

今回の提案においては、日本人の入場について一部制限できるように修正が検討されているようである。日本がお手本とするシンガポールの規制に習い、日本人の入場に入場料を科したり、本人、家族、行政から入場の制限の申し出が出来るなどの措置と考えられる。

しかし、シンガポールのギャンブル依存症の支援団体への調査等によると、それぞれに機能しているとは考えられておらず、2010年のカジノ解禁によって相談が急増し、日本でいうヤミ金が跋扈しているとも言われている。

韓国でも2000年自国民が入場できる江原ランドがオープンしたが、同ランドの周辺で質屋が跋扈し、ヤミ金が横行している。ランド内での自殺者が48名に及び、子育て世代が町から出て行って人口も減少しているといわれている。

日本での精神科医の報告ではギャンブル依存症による生涯自殺企図は通常人の40倍にも上るとの報告もあり、カジノ解禁は依存症による自殺や犯罪の増加を招きかねない。

そもそもギャンブルの事業者の利益はギャンブル利用者の負けの総体であり、財産の喪失、家族の崩壊、依存症患者の増大などをもたらす。人や社会の悲劇の上に経済成長を図ろうとする考え方自体、国のあり方として疑問であり、我々は反対するものである。

国は536万人にも上るギャンブル依存症の原因分析すら行っていない。カジノの解禁は依存症患者をさらに増加させることは必定であり、国は、まずは、ギャンブル依存症の対策を図る必要がある。

我々は、国際的な略奪的カジノの反対運動とも連帯し、同法案の提案に反対するものである。

2015年3月30日

全国カジノ民間賭博場設置反対連絡協議会

代表幹事 新 里 宏 二